

訪問介護インセンティブ事業の概要

これまでの経緯

- ◆ 介護保険制度においては、平成30年度から通所介護にA D L維持等加算が新設されるなど、これまで以上に、高齢者本人の能力を活かし、身体状態の改善等により自立を支援する制度が求められています。
- ◆ 本市では、「デイサービス改善インセンティブ事業」として、通所介護において状態改善を促す取組を行っていたところですが、さらに、訪問介護においても、リハビリ専門職の知見を活用し、自立支援に繋げていくため、令和元年度から本事業を開始しています。
- ◆ なお、訪問介護での状態改善を目的としたこのような取組は全国初の事例です。

事業内容

◆ 事業目的

訪問介護においてリハビリ専門職の知見を活用することにより、高齢者の身体状態の維持・改善を促し、高齢者の自立支援に繋げていくことを目的としています。

◆ 評価対象者

訪問介護事業所が選定した高齢者を評価します。

- ・ 事業への同意が得られている
- ・ 要介護度が要支援1～要介護5である
- ・ 1週間で合計60分以上のサービスを受けている

◆ 評価方法

リハビリ専門職がBarthel Index(バーセルインデックス)で評価します。

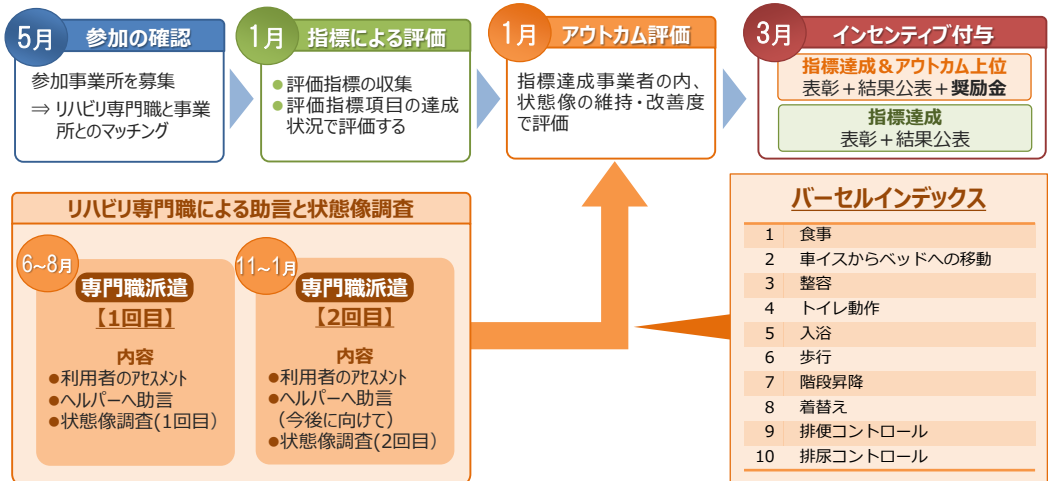
◆ 期待される効果

訪問介護の質を向上させることで高齢者の状態改善を促します。



スキーム図

- ◆ リハビリ専門職が訪問介護の現場に同行し、高齢者の状態をアセスメントしたうえで、自立支援の視点から訪問介護員に助言します。
- ◆ 概ね5か月後に、高齢者の状態像の維持・改善度合を再度評価し、成果のあった訪問介護事業所に対して、表彰及び奨励金を付与します。



訪問介護インセンティブ事業の概要

表彰式

- ◆ 上位10事業所には、デイサービス改善インセンティブ事業と合同で表彰式を開催し、大森市長から賞状・奨励金を贈呈しています。
- ◆ 令和2年度表彰式は、表彰対象のデイサービス10事業所・訪問介護10事業所全てがご出席し、3月26日(金)に開催しました。



パンフレット

- ◆ デイサービス改善インセンティブ事業とセットで、表彰事業所を紹介するパンフレットを作成・配布しています。
- ◆ ケアマネージャの皆さんの集まりの場や、福祉事務所窓口などで配布しています。



訪問介護インセンティブ事業

岡山県は、令和2年度から、新たに、訪問介護においてサービスの質を向上させる「訪問介護インセンティブ事業」を実施しました。

目的 訪問介護は、訪問介護員が、従事者により多く「自立」を達成したサービス提供に努めるために、標準報酬と「P」が併給される「D」等級の介護報酬（以下「D等級」として）を適用し、利用者の自立を促進し、サービスの質を向上させることとするものです。

仕組み 従来とは、訪問介護員が利用者から報酬を受け、利用者は報酬を支払うという仕組みでしたが、今回の事業では、訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。また、訪問介護員が報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

1. 事業内容 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

2. 実施期間 令和2年度から令和3年度まで実施します。

3. 対象事業所 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

4. 申し込み方法 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

5. 問い合わせ先 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

ヘルパーステーション 豊(かなで)

訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

1. 事業内容 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

2. 実施期間 令和2年度から令和3年度まで実施します。

3. 対象事業所 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

4. 申し込み方法 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

5. 問い合わせ先 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

ケアステーションあんじえす当新田

訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

1. 事業内容 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

2. 実施期間 令和2年度から令和3年度まで実施します。

3. 対象事業所 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

4. 申し込み方法 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

5. 問い合わせ先 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

サービス訪問介護事業所

訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

1. 事業内容 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

2. 実施期間 令和2年度から令和3年度まで実施します。

3. 対象事業所 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

4. 申し込み方法 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。

5. 問い合わせ先 訪問介護員が利用者から報酬を受け、訪問介護員が報酬を支払うという仕組みです。